

令和2年度長岡京市内部統制評価報告書の審査意見

1 審査の対象

- (1) 長岡京市内部統制評価報告書
- (2) 長岡京市内部統制評価報告書【附属資料】
- (3) 長岡京市内部統制に関する基本方針
- (4) リスク評価シート
- (5) リスク事案発生報告書

2 審査の時期

令和3年6月11日から令和3年7月26日まで

3 審査の方法

審査に付された内部統制評価報告書、内部統制評価報告書【附属資料】、リスク評価シート、リスク事案発生報告書について、市長から提出があり、内部統制推進課の説明を聴取した上で、ガイドライン及び内部統制に関する基本方針に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価が適切に実施されたかどうかについて審査した。

4 審査の結果

内部統制評価報告書を審査した結果、基本方針に基づき評価手続が適切に実施され、また、運用状況の不備があったリスク10件についても、内部統制の重大な不備に当たるかどうかの確認を的確に行い、評価判断が適切に行われていると認める。

5 審査意見

本市での内部統制制度導入については、市町村において努力義務であるところを、過去2度に渡る職員の不祥事を猛省し、市民の信頼を回復し、本市のまちづくりを市民協働で進めていくという強い意志を持って導入されたものと解する。過去に発生した不祥事から得た教訓を風化させることなく法令遵守、服務規律の徹底を図られるよう求める。

内部統制の最終的な責任者は長であるが、内部統制は、業務に組み込まれており、組織の職員により遂行されるプロセスである。そのため、職員自らがそのことを十分認識し、責任を持って取り組まなければならないことから、今一度、職員への内部統制制度の周知を求める。

内部統制は、継続的に見直しを行いながら構築していくものである。さらに、内部統制の精度を高める工夫をし、法令の手続きに基づいた健全かつ効率的、効果的な業務の遂行に取り組まれない。